

# 令和8年度 宇和島市社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、現役世代の減少が顕著となる2040年をターゲット年とした各種の施策が展開されています。

一方、本市においては、高齢化率も40%を超え、生産年齢人口の減少など既に2040年を先取りするような現状があります。

そのような中であっても、本会では昨年度策定した経営計画に基づき、時代の変化に対応しながら、社会福祉法第109条に基づく地域福祉推進の中核として、「地域共生社会の実現」を目指して各種事業を推進します。

## II 重点目標

### 1. 相談支援体制の強化と権利擁護の推進

地域住民が安心した生活が送れるように相談支援体制の強化や権利擁護を推進します。支援を求めにくい方に対し、アウトリーチ（訪問支援）を徹底し、多機関との連携を図りながら生活課題の解決に努めます。

### 2. 地域福祉活動の推進

住民が主体となる支え合い活動や様々なボランティア活動を支援するとともに、地域や学校、職場での福祉教育を推進し、有事にも生きる地域活動への関心を高めていきます。

### 3. 介護事業・保育園の健全経営とサービスの質の向上

利用者やその家族から信頼され選ばれるサービスを目指し、質の向上を図るとともに、経営状況を注視しながら、健全な経営を目指します。

### 4. 指定管理施設の適切な管理・経営

その人らしい生き方・生活を尊重し、一人ひとりに寄り添った柔軟なサービスを提供するとともに、指定管理者として、効率的かつ効果的な事業運営を行い、市民サービスの向上に努めます。

### 5. 組織・経営基盤の強化

適切な法人運営や事業経営を行うとともに重要事業への経営資源の集中化により、長期的な発展を目指します。

## III 事業実施計画

### 1. 生活支援相談・権利擁護事業部門

#### (1) 福祉総合相談事業

相談事業を通じてあらゆる生活課題を幅広く受け止める重層的な相談窓口を設けるとともに、伴走型支援を実施します。また、関係機関と連携して課題解決に取り組みます。

- ①社協専門職による心配ごと相談の常設
- ②地域支え合いサポーターの養成等、暮らしに密着した相談の充実
- ③顧問弁護士の設置による専門相談の実施
- ④地区担当制による地域生活相談体制の構築
- ⑤避難行動要支援者の個別計画の策定（市受託事業）

## （２）生活困窮者支援事業

生活困窮世帯などに対して、生活福祉資金の貸付や食糧支援、居住支援を県社協、行政、社福、NPO団体と連携して行うことで世帯及び個人の自立を図るとともに、生活課題の解決を目指します。

- ①生活福祉資金貸付事務事業（県社協受託事業）
- ②小口資金貸付事業
- ③生活困窮者等入居債務保証支援事業（県社協受託事業）
- ④緊急食糧支援・日常生活用品等支援事業
- ⑤生活困窮者支援体制強化事業

## （３）日常生活支援・見守りあんしん事業

ご自身で判断する能力が不十分な方や判断能力があっても、親族の支援が受けられず、日々の生活や将来の不安を感じている方を対象に、権利や財産を守り、安心して暮らすことが出来るよう日常の金銭管理や成年後見等のサービスを提供します。

- ①福祉サービス利用援助事業（県社協受託事業）
- ②法人成年後見事業
- ③見守りあんしん事業

## （４）宇和島地区権利擁護センター事業 『愛称：ピット』（市受託事業）

成年後見制度利用促進法に基づき、中核機関として住民が必要に応じて成年後見制度を利用できるよう、広報・啓発活動や講座の開催、相談の受付及び申し立て手続きを支援します。

- ①権利擁護に関する相談及び制度の利用支援
- ②成年後見制度に関する広報及び啓発
- ③後見人等支援
- ④権利擁護支援に関わる関係機関等との連携
- ⑤市民後見人フォローアップ養成研修 ※新規

## （５）重層的支援体制整備事業

生活困窮世帯や長期にわたるひきこもり状態にあるなど、複雑化・複合化した課題を抱えている世帯を把握し、アウトリーチや食支援等を通じた継続的な支援を行うとともに、行政や関係機関等との連携を強化し、課題の軽減や解決を目指した、世代や属性を超えて交流できる活動の場を創出します。

- ①アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 吉田地域・津島地域（市受託事業）
- ②共助の基盤づくり事業 吉田地域（市受託事業）
- ③コミュニティパントリー事業 津島地域
- ④金融包摂モデル事業 吉田地域 ※新規

## 2. 地域福祉活動支援事業部門

### (1) 地域活動支援事業

地区担当制による職員が地域へ出向き、住民の声を聴き、それぞれの地域に必要な活動や社会資源づくりを住民と共におこないます。また、会費の趣旨など住民への周知をおこなうと共に、地区社協の活動が活性化するように支援します。

- ①社協会費の地区社協への還付金による活動助成
- ②支え合える地域づくり事業（支え合いサポーターの設置等）
- ③地区担当制による運営支援
- ④ふれあい・いきいきサロン事業
- ⑤地域介護予防普及啓発事業（市受託事業）
- ⑥ふれあいベンチの設置
- ⑦まちかどカフェの開催
- ⑧支え合い車両等貸与事業
- ⑨第3次地域福祉活動計画進捗管理
- ⑩四国地域福祉実践セミナーの開催 ※新規

### (2) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

地域住民が住み慣れた地域でこれからも安心して暮らすことができるよう、様々な社会資源と連携して生活課題の解決に向けて取り組むとともに、各地域で異なる課題を自分ごととして受け止め、支え合える活動が活性化するようにコーディネートします。

- ①生活支援コーディネーターの配置
- ②第1層・第2層協議体の開催
- ③生活支援サービスの推進・ニーズ調査・開発（日常生活支援・外出支援等）
- ④社会資源・地域生活課題の調査・研究
- ⑤企業との地域づくり拠点整備

### (3) ボランティア・市民活動センター運営事業

ボランティア・市民活動に関する相談窓口を設け、多様化する住民ニーズに応じたコーディネートや交流・参加・学びの機会を創り、住民の主体的な活動を支援します。

- ①ボランティア相談の受付及びコーディネート
- ②福祉教育・ボランティア学習の実施（福祉への理解を広げる広報・啓発）
- ③ボランティア養成講座の開催及び活動支援（親子のひろば等）
- ④公募助成
- ⑤市民総活躍事業
- ⑥災害ボランティア活動の連携強化及び支援体制の構築

### (4) 歳末たすけあい配分事業

愛媛県共同募金会が示す地域歳末たすけあい運動実施要項に基づき、児童養護施設や福祉活動団体に対し、適正かつ効果的な配分を行います。

また、民生委員児童委員協議会の協力を得て、安心して年末年始を迎えられるよう、独居高齢者等訪問活動を推進します。

### 3. 介護事業・保育園事業部門

#### (1) 介護サービス

介護保険法及び障がい者総合支援法に基づいた質の高いサービス提供ができるよう、職員の確保に努め、高齢者及び障がい者の生活を支えます。

##### ①指定訪問介護事業・指定障がい福祉サービス事業・総合事業における訪問型サービス

日常生活を営むのに支障がある高齢者及び障がい者の家庭にホームヘルパーを派遣し、生活支援及び身体介護等を行います。

##### ②指定通所介護事業・総合事業における通所型サービス

日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、送迎ほか各種サービスを提供することにより、心身機能の維持・改善に努めるとともに、家庭における介護負担の軽減を図ります。

なお、本所を拠点に実施しております通所介護事業については、経営難により令和8年9月末をもって事業を廃止いたします。

##### ③指定訪問入浴介護事業

日常生活を営むのに支障がある高齢者及び障がい者の家庭に移動入浴車を派遣し、その居室にて入浴介助を行います。

##### ④指定居宅介護支援事業

要介護及び要支援状態等にある方に対し、適切な居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成を行います。

##### ⑤子育て世帯訪問支援事業（市受託事業）

家事・育児に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、家事・育児等の支援を行います。

##### ⑥介護職員初任者研修の開催（市補助事業）

介護に必要な知識・技術を有する介護職を養成することにより、人材の確保・定着・育成を図ります。

##### ⑦訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（市受託事業）

持続的に介護サービスを利用・提供できるよう、介護事業所を対象とした研修会や情報交換会等を実施するとともに、事業所間のネットワークの強化に努め、介護現場の課題に対応します。

#### (2) みゆき保育園の運営事業

「子ども一人ひとりの最善の利益を図り、家庭や地域の人たちと連携を持ちながら、共に子育てをすることにより、生きる力の基礎を培う」という保育理念のもと、保護者の気持ちにより添い、就労と子育ての支援を行いながら、安心・信頼してお子様を預けていただけるよう適切な運営を行います。

「食べることは生きること！」を理念とした食育に取り組み、保護者・子どもに食の大切さを知らせ、食べ物やそれに関わる全てのものに感謝する気持ちを育てていきます。

また、積極的に地域の子育て支援を行うとともに、障がい児保育では、あけぼの園との連携を図りながら、職員の専門性の向上に努めます。

## 4. 指定管理等事業部門

### (1) 宇和島市障がい児等通所支援事業施設「あけぼの園」運営事業（市指定管理者事業）

児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、生活介護事業の3事業を運営する多機能型事業所として、利用児（者）やご家族の思いに寄り添いながら、一人ひとりの発達や特性に応じた支援を行います。

同じ宇和島市はぐくみサポートステーション内にあります発達支援センターや子ども支援教室わかたけと連携を図りながら、幼稚園や保育園、小中学校・関係機関とともに、切れ目のない支援を行います。

また、職員の専門性を高め、適切な発達支援・家族支援・移行（地域）支援ができるよう努めます。

### (2) 養護老人ホーム「愛生寮」運営事業（広域事務組合指定管理者事業）

独居高齢者が増加する中、家族等の援助が受けられない高齢者や在宅での生活が困難な高齢者の受け皿として、養護老人ホーム愛生寮（措置施設）等がその役割を果たします。

近年は、全国的にも養護老人ホームの要介護化が進んでおり、当施設においても要介護1以上の入所者が43%に達し、多くの方が何らかの介助を必要とし、更に認知症や精神疾患の入所者が増え、その対応が求められています。

また、要介護の方が増えたことにより、特養へ移行する方も多く入所者数が安定しなかったり、物価の高騰等、施設運営は厳しさを増していますが、引き続き適正な運営ができるよう取り組みます。

### (3) 宇和島市総合福祉センター運営事業（市補助事業）

宇和島市シルバー人材センター・宇和島市老人クラブ連合会・宇和島市母子寡婦福祉会・宇和島市少年センター・宇和島地区更生保護サポートセンター・宇和島公証役場・こども家庭支援センターみどりと一体となった福祉の総合拠点として、センター機能を発揮するとともに、すべての市民が利用しやすい地域福祉活動の拠点となるよう、施設運営に努めます。

なお、施設の老朽化等に伴う大規模改修に着手します。令和8年度設計、令和9年度工事の予定です。

## 5. 総務・法人運営部門

### (1) 健全で安定した法人運営

高い公益性やガバナンスが求められる社会福祉法人として、市民や関係機関に信頼される組織運営を図ります。

- ①評議員選任・解任委員会の開催
- ②理事会・評議員会の開催
- ③監事監査の実施
- ④定款・諸規程等の制定、改廃
- ⑤コンプライアンスの徹底とリスクマネジメント

### (2) 人材確保・育成

適切な給与水準により人材確保を図るとともに、キャリアアップを促進し、職員の定着とよりよいサービスが提供できるよう取り組みます。

- ①給与水準の実態調査と公的財源の確保

- ②資格取得の促進・支援
- ③目的別研修の実施と参加の促進

### (3) 独自財源の確保

自治会・民生児童委員協議会をはじめ各種関係機関の協力を得て、地域福祉活動を推進するための財源の確保に努めます。

- ①社協会員・特別会費・法人会費の拡充
- ②共同募金運動・歳末たすけあい運動の推進
- ③まごころ銀行事業の推進

### (4) 労働法制に基づいた労務管理

組織全体の現状を適切に把握し、安心して安全に働き続けられるよう総合的管理を行います。

- ①職場環境の整備
  - ・労働時間の客観的な把握と管理監督者による適正な時間外労働の管理
  - ・福利厚生の実施・保健指導、相談の推進
  - ・ストレスチェックの実施
  - ・改正育児・介護休業法等に基づいた柔軟な働き方の推進
  - ・業務効率化、ICT化の推進
- ②個人情報管理の徹底
- ③衛生委員会の開催及び協議内容の職員への周知徹底
- ④障がい者雇用の推進
  - ・福祉の店運営事業の実施
  - ・法定雇用率の達成・維持

### (5) 災害対策の推進

本会は、災害時に通常業務のスピーディーな再開が求められるだけでなく、避難所、福祉避難所及び津波避難ビル及び災害ボランティアセンターとしての役割が果たせるよう備えを行います。

- ①事業継続計画（BCP）の更新及び訓練の実施
- ②災害に備えた物資の備蓄

### (6) 表彰

長年にわたり社会福祉の発展にご尽力され、多大な功績を残された方々を顕彰し、感謝の意を表彰することを通じて地域福祉のさらなる充実を図ります。

- ①愛媛県社会福祉大会表彰
- ②宇和島市社協会長表彰

### (7) 広報・広聴事業

広く住民の皆さまへ本会事業の取組みを周知し、福祉活動への関心を高めるとともに、情報公開への適正な対応を行います。

- ①社協だより（広報紙）の発行（年6回）
- ②ホームページやSNSの定期的な更新、運用及び管理